

令和7年1月9日

宇和島市議会議長 様

請求議員 石 崎 大 樹

兵 頭 司 博

吉 川 優 子

審 査 請 求 書

宇和島市議会政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

宇和島市議会議員 浅野 修一

2 疑義の内容

【発生事実】

上記議員は、令和6年12月13日の第98回宇和島市議会定例会本会議の一般質問において、教育長に対し「三間の給食センターですね、廃止になったらですね、もう教育長、たぶん三間には住めません。住めませんよ。たぶん商店街から無視されますよ。」及び「もう三間なくしたら、教育長、三間に住めませんよ。」といった発言を行った。

【違反したと認められる条項】

宇和島市議会政治倫理条例第3条第1項

【請求の内容】

- ・当該行為は、教育長に対する威圧的な恫喝発言、脅迫行為であり、パワーハラスメントに該当し、人権侵害であり、教育長の公正な職務執行を妨げ、市職員等に対しても精神的な打撃を与えるものである。
- ・当該行為は、市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なうおそれのある行為である。

以上のことから、宇和島市議会政治倫理条例による政治倫理審査会において審査し、宇和島市議会として違反行為の適否を確認するとともに適正な措置と対応を求める。

3 添付資料（疑義を証する資料）

令和6年12月16日付 6字総第4470号「第98回宇和島市議会定例会一般質問における浅野議員の発言に対する申入れについて」

令和 6 年 12 月 16 日

宇和島市議会

議長 松 本 孔 様

宇和島市長 岡 原 文 彰

第 98 回宇和島市議会定例会一般質問における
浅野議員の発言に対する申入れについて

令和 6 年 12 月 13 日に開催されました第 98 回宇和島市議会定例会における浅野議員の一般質問において、山村教育長に対し「三間の給食センターがですね、廃止になったらですね、もう教育長たぶん三間には住めません。住めませんよ、たぶん。商店街に行ったら無視されますよ。」「学校給食センターは、吉田を無くすということは三間も無くすということですからね。イコールですから、ほぼ。絶対ダメですよ。絶対ダメですよ。ま、これだけは言っておきます。三間無くしたら教育長、三間には住めませんよ。教育長が目の黒いうちは、教育長が居る間は、吉田も三間も給食センターはなくしませんとそういった計画も立てませんと思っただきたい。というふうに強く申しておきたいと思います。」との発言が行われました。

これは、宇和島市議会基本条例第 17 条及び宇和島市議会政治倫理条例第 3 条第 4 号（公正な職務執行の妨げ）並びに第 8 号（パワーハラスメント、その他の人権侵害の恐れのある行為）の規定に反する威圧的な恫喝発言であり、議員の立場を背景にした本来の議員活動から逸脱した非行で、市職員等に対して精神的な打撃を与えるものであります。

議場において、議員からこのような発言が行われることは、問題視されるべき極めて重大な事案であり、地方自治の適切な運営のため、市議会において徹底的に調査され、厳格に対処されるよう申し入れます。

